

ユメニティのおがた ご利用案内

1. 利用できる時間

(施設) 9時から22時まで (受付窓口) 9時から20時まで

2. 休館日

毎月第1及び第3月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)、12月29日から翌年1月3日まで
ただし、設備保守等のため臨時休館することがあります。

3. 各施設の収容人員

大ホール：1,031席 (1・2階席：778 バルコニー席：240 車椅子席：8 親子席：5)

リハーサル室：50人 / 控室：20人 / 楽屋1,2,3：各9人

小ホール：250席

会議室1,2,3：各30人 / 会議室4：12人 ※会議室1と会議室2の仕切りを開放した場合は60人

4. 駐車場 (大ホール・小ホール・会議室・図書館との共用)

台数：140台 (うち障がい者用3台) 有料

利用時間：8時30分から22時10分まで (施設の利用がない場合は20時まで)

駐車料金

基本料金	3時間以内	200円
割増料金	3時間を超え30分ごとに	100円
最大料金	1日800円	

3時間を超える割増料金を計算する場合、30分未満の端数があるときは30分とみなす。

入庫から30分以内の出庫は無料。

5. 利用受付期間

大ホール (大ホールと併用する他の施設を含む)	利用日の属する月の前12月から利用日の前10日まで
小ホール (小ホールと併用する会議室、リハーサル室を含む)	利用日の属する月の前10月 (営利宣伝の目的で利用するときは前9月) から利用日の前10日まで
リハーサル室、会議室	利用日の属する月の前3月から利用日の前日まで
大ホールの練習使用 (併用する楽屋、控室を含む)	利用日の前9日から利用日の前日まで

6. 連続利用期間

全施設とも7日間まで

7. 利用の申し込み

① 主催者が直接来館し、利用許可申請書を提出してください。

これまでに当施設を利用された方については、電話やFAXでの申し込みも可能です。

② 利用許可申請書には、準備や後片付けを含んだ時間を記入してください。

8. 利用許可と利用料

施設の利用者は、利用許可を受けた際に利用料を納付していただきますので、利用許可申請書とともに施設の利用料を準備してください。なお、付属設備、備品及び冷暖房の利用料は、利用日に現金でお支払いください。

9. 利用の前に

舞台装置、照明、音響、進行時間など必要事項について舞台技術員と打ち合わせをしてください。その際、催し物のプログラム、チケット、進行スケジュール（4部以上）などを提出してください。

打ち合わせの期限：大ホール 利用日の1か月前まで / 小ホール 利用日の1週間前まで

10. 利用許可の制限

次のいずれかに該当するときは、利用を許可しません。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- ② 他人に迷惑をかけ、ホール・会議室等を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- ③ 集団的に又は常習的に暴力的な不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- ④ 管理上の指示又は指導に従わないとき。
- ⑤ 管理上支障があると認められるとき。

11. 施設利用に必要な人員

- ① 主催者は、必ず会場責任者、整理員を置いてください。
- ② 入場者の整理、案内、接待、ホール内の放送に必要な人員は主催者側で手配してください。
- ③ 事故などの発生に備え、観客の避難誘導、緊急連絡、救急処理などの対応ができる人員を配置してください。
- ④ 催し物の内容により、舞台、照明、音響の技術員の増員が必要となる場合があります。なお、増員にかかる経費は主催者の負担になります。

12. 主催者で準備する物品

催し物の看板、舞台装飾品、消耗品等は主催者が準備してください。

13. 施設使用上の注意

■ 守っていただくこと

利用者は、次に掲げる事項を遵守してください。

- ① 利用許可書を携帯してください。
- ② ホール・会議室の収容人員を超えて入場させないこと。
- ③ 責任者及び整理員を置き、施設内外及び許可を受けたホール・会議室の入場者の安全確保の措置を講じること。
- ④ イベント等入場者に次に掲げる行為をさせないよう必要な措置をとること。
 - ・他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑になる行為をするおそれがあると認められるとき。
 - ・火薬その他の危険物または他人の迷惑となる物品もしくは動物の類を携行していると認められるとき。
 - ・管理上の指示または指導に従わないとき。
 - ・管理上支障があると認められるとき。
- ⑤ 許可なく付属設備等をホール、会議室外に持ち出さないこと。
- ⑥ 利用を許可されていないホール、会議室及び付属設備を利用しないこと。
- ⑦ 指定の場所以外で許可なく飲食し、または喫煙しないこと。
 - ※大ホール客席への飲食物の持ち込みはできません。
- ⑧ 許可なく施設内ではり紙をし、または釘類を打ち込まないこと。
- ⑨ 許可なく物品の販売及び募金等の行為をしないこと。
- ⑩ 荷物等を預けないこと。
- ⑪ 利用許可時間外の荷物の搬入・搬出をしないこと。
- ⑫ 排出したゴミは責任をもって処理すること。
- ⑬ その他職員の指示に従うこと。

■ 看板及びポスターの掲示

催し物の看板類、掲示板は主催者で準備してください。会場内にポスター類を掲示するときは、必ず事前に許可を受け、職員の指示に従ってください。

■ 場内管理

- ① トイレ、公衆電話、非常口、放送等の位置を事前に確認してください。
- ② 施設内の机、椅子その他の利用備品は利用前の状態に戻してください。

■ その他

- ① 病人やけが人が出たときは、応急処置を行うとともに事務室にご連絡ください。
- ② 業者による写真撮影、録音、録画は必ず事前に事務室までお届けください。
- ③ 駐車場が満車になるときは、路上駐車がないう必ず整理員を配置してください。

14. 舞台利用上の注意

- ① 舞台機構・設備には、絶対に手を触れないでください。無断での操作は事故、故障の原因となります。
- ② 全館禁煙です。その他の火気及び電気関係には、十分注意してください。
- ③ 別表の舞台設備等以外の物品はすべて主催者側の持ち込み機材となります。必ず事前に舞台技術員と打ち合わせを行ってください。映画、ビデオ、スライド上映も同様です。また、持ち込み機材は主催者で管理してください。
- ④ 荷物を搬入後のトラックは、職員の指示に従い所定の場所へ移動させてください。

15. 利用権の譲渡禁止

利用の権利を第三者へ譲渡し、また転貸することはできません。

16. 利用料の還付

既納の利用料は原則として還付しません。ただし、次のいずれかに該当するときは、その一部を返還します。

- ① 大ホール及び小ホール（併用する他の施設を含む）の利用者が、利用日の前6月までに取消し届、変更申請書を提出したとき 既納の利用料の8割の額
- ② 大ホール（併用する楽屋、控室を含む）、小ホール、リハーサル室及び会議室の利用者が、利用日の前30日までに取消し届、変更申請書を提出したとき 既納の利用料の5割の額
- ③ 大ホールの練習利用（併用する楽屋、控室を含む）の利用者が、利用日の前3日までに取消し届、変更申請書を提出したとき 既納の利用料の5割の額
- ④ それぞれの日を過ぎたときは還付できません。

17. 利用許可の取り消し

次のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消します。この場合、利用者に損害を及ぼすことがあっても、公益財団法人直方文化青少年協会は賠償の責を負いません。

- ① ユメニティのおかた条例または条例に基づく規則に違反したとき。
- ② 利用許可申請に偽りがあったとき。
- ③ 利用許可を受けた後、利用許可の制限項目に該当する事由が生じたとき。
- ④ その他指定管理者において特に必要があると認めたとき。

18. 関係官庁への届け出

施設の利用が許可された後、必要があれば下記の関係機関に届け出をしてください。

直方市消防署 直方市新町2丁目5番10号 TEL(代)0949-25-2300

施設利用料金

(単位 円)

施設名		時間区分	基本利用料					冷暖房 利用料 (1時間)	
			9～12時	13～17時	18～22時	9～17時	13～22時		9～22時
大ホール	平日		12,650	20,350	26,840	31,790	44,550	56,100	8,580
	土・日・祝日		15,290	24,200	30,470	35,750	52,250	65,010	
楽屋 1			440	660	880	1,100	1,540	1,980	220
楽屋 2			440	660	880	1,100	1,540	1,980	220
楽屋 3			440	660	880	1,100	1,540	1,980	220
控室			880	1,210	1,540	1,980	2,640	3,520	550
リハーサル室			2,200	3,300	4,400	4,950	7,150	8,800	880
小ホール	平日		4,400	6,050	8,250	11,000	15,400	19,800	2,200
	土・日・祝日		5,500	7,370	9,900	13,200	17,600	23,100	

施設名	9～17時 (1時間当たり)	17～22時 (1時間当たり)	冷暖房利用料(1時間)
会議室 1	440	570	550
会議室 2	440	570	550
会議室 3	440	570	550
会議室 4	220	270	270

備考

- 祝日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 次の場合の利用料は、基本利用料にそれぞれの率を乗じた額とする。
 - 利用者が営利宣伝の目的で利用する場合 100分の200
 - 前号の場合のほか、入場料その他これに類する料金を徴収する場合は次にあげる率（ただし、楽屋、控室、リハーサル室及び会議室は除く）
 - 入場料等の最高額が1,000円を超え3,000円以下の場合 100分の120
 - 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合 100分の150
 - 入場料等の最高額が5,000円を超える場合 100分の200
- 催し物当日以外に、練習又は準備等のため大ホールの舞台のみを利用する場合の利用料は、基本料金に100分の30を乗じた額とする。この場合、備考2の規定は適用しない。
- 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 利用区分を超過して利用する許可を受けた場合の1時間当たりの超過利用料は、12時から13時までは、13時から17時までの基本利用料を4で除した額、17時から18時までは、18時から22時までの基本利用料を4で除した額、22時から翌日の9時までは、18時から22時までの基本利用料を4で除した額に100分の120を乗じた額とする。
- 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなして計算する。



ユメニティのおがた

〒822-0034 福岡県直方市山部 364-4

TEL (0949) 25-1007 FAX (0949) 25-1001

URL : <http://www.yumenity.jp/yumenity/> Email : hall@yumenity.jp

付 属 設 備 利 用 料 金

種別	品名	単位	利用料	種別	品名	単位	利用料
舞	反響板	1式	3,850	照 明 設 備	シーリングスポットライト	1台	270
	所作台	1式	7,150		アッパーホリゾントライト	1列	1,430
	花道用所作台	1式	1,650		アッパーホリゾントライト (小ホール)	1列	710
	平台	1枚	110		ローホリゾントライト	1列	1,430
	箱足	1個	30		ローホリゾントライト (小ホール)	1列	710
	開足	1個	40		ミラーボール	1台	770
	緋毛せん	1枚	160		ベース・スタンド	1本	110
	上敷	1枚	160		ストリップライト	1本	180
	長座布団	1枚	110		効果マシン	1台	770
	金屏風	1双	1,430		カラーフィルター	1枚	550
	松羽目	1式	990		持ち込み照明器具	1kw	220
	台	地絣	1式		880	音 響 設 備	音響調整卓
バレエシート		1枚	5,500	音響調整卓 (小ホール)	1式		1,650
紗幕		1枚	1,100	カセットデッキ	1台		550
ジョーゼット幕		1式	1,980	CDプレイヤー	1台		660
演台		1式	660	ビデオレコーダー (小ホール)	1台		1,100
演台 (小ホール)		1式	440	DVDプレイヤー (小ホール)	1台		1,100
司会者台		1台	220	BRプレイヤー (小ホール)	1台		1,100
司会者台 (小ホール)		1台	220	MDデッキ	1台		660
指揮者台		1台	220	オーディオミキサー (会議室1)	1式		1,100
指揮者用譜面台		1台	160	マイクロホン	1本		880
演奏者用譜面台		1台	50	ワイヤレスマイク	1本		1,100
演奏者用椅子		1脚	30	三点吊マイク装置	1台		1,100
設 備	コントラバス用椅子	1脚	110	ダイレクトボックス	1台	880	
	舞台用机	1台	80	楽 器	ピアノ (スタインウェイ) D-274	1台	8,800
	吊り看板台	1式	1,100		ピアノ (ヤマハ) CFIII-S	1台	5,500
	吊り看板台 (小ホール)	1式	550		ピアノ (リハーサル室) アップライト	1台	880
	国旗・市旗	1枚	110		ピアノ (小ホール) ヤマハ C6L	1台	2,200
	めくり台	1台	110	そ の 他	コンセント 1 k w	1個	220
	ドライアイスマシーン	1台	1,430		特別コンセント (小ホール)	1kw/h	20
	ホワイトボード	1台	110		プロジェクター	1台	4,400
	スクリーン	1式	1,320		プロジェクター (小ホール)	1台	2,200
	スクリーン (小ホール)	1式	660		プロジェクター (会議室)	1台/h	440
	仮設舞台	設・撤	22,000		大型テレビジョン	1台	2,200
		1式	3,300		展示パネル (小ホール)	1台	220
照 明 設 備	第2ポーターライト	1列	550		ビデオ持ち込み	1式	3,300
	スポットライト 1 k w	1台	270		シャワー室	1室	1,100
	スポットライト (小ホール)	1台	160		パネル	1枚	110
	フロントサイドスポットライト	1式	1,980		ポータブルカセットデッキ	1式	880
	センターピンスポットライト	1台	1,980		ワイヤレスマイク(ポータブルカセットデッキ用)	1本	550

備考

1. 付属設備の利用料は、9時～12時、13時～17時、18時～22時までをそれぞれ1回とした料金。
2. 利用時間を超えて利用するときの利用料は、1時間ごとに1回の利用料金の3割相当額。
3. 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間を1時間とみなして計算。
4. バレエシート、パネルの利用料は、1日あたり。
5. 特別コンセント (小ホール) とプロジェクター (会議室) の利用料は1時間あたりの単価。
6. 会議室で使用する次の備品の利用料は、会議室利用1回あたりの料金。
コンセント 1 k w、ポータブルカセットデッキ、オーディオミキサー、マイクロホン及びワイヤレスマイク
7. 利用料の中には、調律料、ドライアイス等の材料費は含まない。